

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度博多港船舶航行安全検討業務
業 務 概 要	本業務は、博多港箱崎ふ頭地区岸壁（-9m）改良工事及び航路・泊地（-9m）浚渫工事、泊地（-9m）浚渫工事にあたり、一般航行船舶及び工事作業船相互の安全確保と工事の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等で構成する委員会を設置し、工事に伴う航行安全対策の検討を行うものである。
契約担当官の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生 福岡市中央区大手門2-5-33
契 約 年 月 日	令 和 8 年 7 月 24 日
契 約 業 者 名	公益社団法人西部海難防止協会
契約業者の住所	福岡県北九州市門司区港町 7 - 8
契 約 金 額	23,210,000 円（税込み）
予 定 価 格	23,210,000 円（税込み）
随意契約によることとした理由	本業務は、博多港における地理的条件や船舶航行実態に精通し、さらに船舶の操船や工事工法、周囲への影響等を踏まえた分析、評価が出来る総合的な知見を有していること。また、技術的、社会的な視点において課題分析が行える豊富な業務実績を有していることが不可欠である。 以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令 和 8 年 7 月 24 日
履 行 期 間 （ 至 ）	令 和 9 年 2 月 26 日
備 考	